



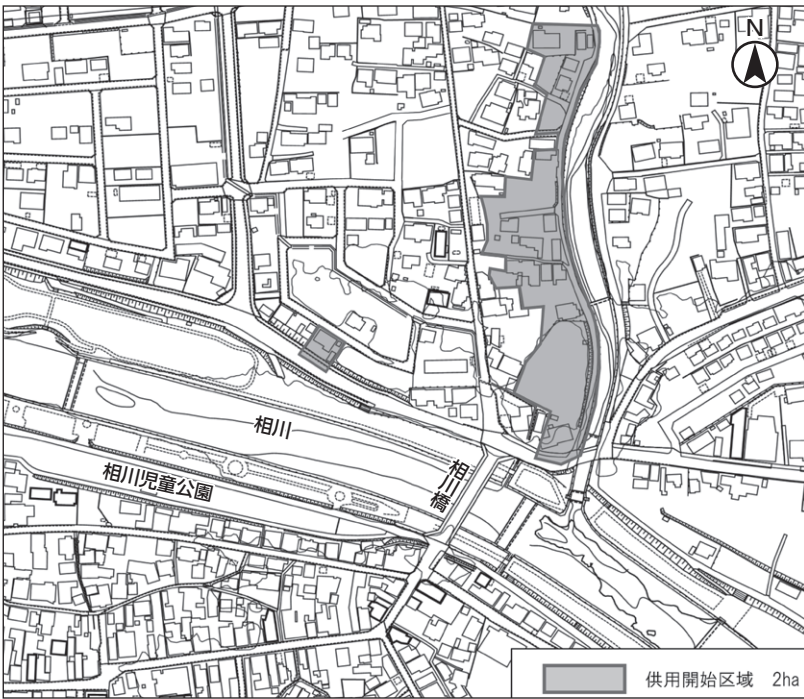
快適な暮らしのために 下水道整備の推進

問 上下水道課 庶務係
☎ 22-7517

公共下水道の供用開始および汚水処理開始

町では、下水道整備を進めています。4月1日から、垂井地区の一部で供用（処理）開始します。今後も計画的に公共下水道を使用できる区域を拡げていきます。

供用および汚水処理の開始区域 2ヘクタール



供用開始区域にお住まいのみなさんには3つの義務があります

- ①排水設備の設置義務（1年以内に排水設備を設置してください）
- ②水洗便所への改造義務（3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造してください）
- ③新築、増築、改築される人は水洗便所にする義務（設置する便所は水洗にし、水洗便所からの排水管は公共下水道に接続してください）

水洗便所等改造資金融資あっせんおよび利子補給制度のご利用を！

宅内排水設備の工事に係る費用は個人負担となります。排水設備の設置や浄化槽の撤去、またはくみ取り便所を水洗便所に改造する人に、工事に必要な資金の融資をあっせんし、それに係る利子分を交付する制度を設けています。

- あっせん条件**
 - ▶**取扱金融機関**／(株)大垣共立銀行 垂井支店、大垣西濃信用金庫 垂井支店、(株)十六銀行 垂井支店、東海労働金庫 垂井出張所、西美濃農業協同組合 垂井支店
 - ▶**融資あっせん金額**／一戸につき30万円以上200万円以内（1万円単位）
 - ▶**融資利率**／取扱金融機関と契約で定める利率（固定金利）
 - ▶**償還期間**／60ヶ月（5年）以内
 - ▶**償還方法**／元利均等月賦償還（ボーナス返済併用不可）
 - ▶**保証**／取扱金融機関が認める信用保証会社などの信用保証（原則、連帯保証人は不要）
- あっせんを受けられる人**
垂井都市計画下水道の処理区域内で、1年以内に排水設備の設置や浄化槽の撤去、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造する人で、町税、下水道の受益者負担金または使用料を滞納していない人。
- 利子補給**
当該融資あっせん額に係る利子の全額。ただし、年利率3%を限度とします。
・利子補給の時期＝借受人が毎年1月～12月に支払った利子に対して、翌年3月末までに交付します。

受益者負担金

公共下水道が使用できるようになると、供用開始区域および賦課対象区域として年度当初に告示します。この区域にお住まいの人からは、受益者負担金をいただきます。

- ※**受益者負担金とは**
下水道は、公共施設や道路、公園などのように誰もが利用できるものではなく、整備された区域の人だけが恩恵を受けることになります。このため、下水道の建設費を町の財源だけでまかなうのではなく、整備によって利益を受ける人から建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図り、下水道整備を促進しようとするものです。
- 負担金の額および一括納付報奨金**
受益者負担金は、公共汚水ます一カ所あたり15万円（均等割額）と、土地の面積に1平方メートルあたりの単位負担金額250円を乗じて得た額（地積割額）との合計額としています。なお、一括納付された人には、一括納付報奨金を交付します。
※土地の利用状況や受益者の事情によっては、負担金の納付猶予や減免の制度がありますのでおたずねください。